

## 佐賀県人事委員会告示第4号

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）第10条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年4月28日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

### 1 審査請求人の氏名

別紙のとおり

### 2 公示事項

昭和52年9月29日付けで受理した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づく1に掲げる者の審査請求については、規則第12条第1項の規定に基づき、令和2年3月26日付けで棄却する旨の裁決をした。

当該裁決書の写しは、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

(別紙)

審査請求人氏名			
深川昭雄	鵜池澄子	石井順二郎	吉武壽雄
山田武彦	山本健一	山下秋義	